## 多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年4月16日 あさぎり町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)第 8 条第 4 項において読み替えて準用する第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等			
1号	2号	3号	4号	地域	重点区域 との重複 の有無	実施期間	実施主体
0				あさぎり町全域 (農振農用地)	無	R7 年度~R11 年度	あさぎり町広域協定運営 委員会